

6 調査項目について

(1) 将来的に時系列的な分析を行うことが望ましい調査項目

① 基準点の管理状況に関する調査

基準点の管理状況を把握することは、公共測量実施計画書への適切な助言をする際に、重要な情報源となるものである。

② 公共測量成果の精度確保に関する調査

公共測量の成果を他の公共測量に利用するためには、精度が確保されていなければならない。また、基盤地図情報の更新に欠かせない公共測量成果の精度確保は重要である。よって、「作業規程の準則」に規定されている以下についての実施状況を調査する必要がある。また、調査することにより認識を高める効果もある。

- ・ 作業規程の準則「第14条」（機器の検定等）の実施状況
- ・ 作業規程の準則「第15条」（測量成果の検定）の実施状況
- ・ 完了検査の実態調査

③ 測量法に基づく手続きに関する調査

公共測量を実施するうえでの法的手続きがされているのか否か、実態を把握する。作業機関に対しての身分証明書を携行させているのか否か、実態を把握する。

- ・ 測量法第14条（実施の公示）
- ・ 測量法第15条（土地の立入及び通知）

④ 公共測量サイトの利用に関する調査

調査することにより存在のPRが可能であること、また、意見・要望を聞くことによりシステムのバージョンアップを図ることが可能となり、更には利用者の利便性を高める。

⑤ 国土地理院ホームページの利用に関する調査

公共測量担当者が得たい情報の把握及びHPの改善と充実のための基礎資料を得る。

⑥ 地理空間情報に関する認知度調査

地理空間情報に関する認知度を調査することにより、認知度を高める効果と計画機関の認知の実態を把握する。

⑦ 基盤地図情報に関する調査

基盤地図情報の利用状況を調査することで、利用状況と利用方法の情報が提供できる。

⑧ 測量士、測量士補の有資格者に関する調査

計画機関の中での資格保有者の数を把握する。

(2) 新たに調査することが望ましい調査項目

① 指導・助言に関する調査

指導・助言が計画機関に与えた効果度を分析する。

調査結果を公開することで、計画機関にとってのメリットが明確になる。

② 公共測量に関する説明会等への参加に関する調査

アンケート意見を反映し、計画機関にメリットがある情報提供を行う説明会を継続

的に開催する。参加調査を行うとともに業務において役立ったもの、うまくいかなかったもの等、業務への反映実態を調査する。

③ 公共測量実施計画書の作成難易度に関する調査

計画機関が自ら作成する際に、難解な事項について調査。調査することにより「公共測量申請書作成サイト」の使用を推進することが可能となる。

7 おわりに

公共測量実態調査は、昭和44年に第1回の調査を開始して以来、今回で19回を数える。

この間、我が国は、高度経済成長を経て、その後バブルの崩壊、そして10年近く景気低迷が続いた。その後、平成15年度から平成19年度までは日本経済は回復局面に入りつつあったが、平成20年(2008年)9月のリーマンショックにより世界経済全体が弱体化し、本格的な回復の軌道に乗れず、慢性的なデフレが続いている。

こうした状況での平成23年度の公共事業関係予算については、大規模公共事業の抜本的な見直しが引き続き進められ、基礎的財政収支対象経費を平成22年度予算と同水準以下に抑制すべく、平成22年度当初予算額に対し7,987億円(13.8%)減の4兆9,743億円となった。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの復旧・復興の取り組みとして、1次補正で復旧・復興関係の公共事業関係費として1兆2,019億円、3次補正で1兆3,198億円が計上された。当然ながら、公共測量事業もこれらの影響下にあった。

また、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」に伴う地殻変動のため、東北、関東及び信越地方の基準点測量成果(電子基準点、三角点、水準点)の公表を停止し、改測を行い、約4万3千点の三角点の座標値及び約1,900点の水準点標高の改定(10月31日より公表)を行ったが、公共測量事業への影響は極めて大きかった。

一方、測量新技術の分野では、米国のGPS衛星以外のロシアのGLONASS衛星、日本の準天頂衛星を利用し、測位精度を向上させるGNSS測量、車両に各種の計測機器を組み合わせて搭載し、地形・地物等を移動しながら計測を行い、数値地形図データを作成するMMS測量等が開発され、公共測量への実用化に取り組んでいる。

このような背景のもとで平成23年度調査は、「公共測量作業規程に関する事項」、「測量法に関する事項」、「積算基準に関する事項」、「公共測量の実施状況調査に関する事項」、「基盤地図情報に関する事項」、「公共測量サイトに関する事項」等について、インターネットによる調査を行った。

今回の調査結果については、「3 調査の結果」で詳しく述べているが、特徴的な点については以下のとおりである。

(1) 公共測量作業規程に関する現状

「作業規程の準則」の準用については、メリットとして「測量の正確さの確保」、「作業機関への説明・対応が容易である」との意見が多かった。これは、平成23年度末での「作業規程の準則」を準用率が、地方公共団体では90.9%と高いことによる影響とも思われるが、今後も継続した普及啓発活動が必要である。

（２）測量法に関する現状

第40条（測量成果の提出）では、計画機関は公共測量の測量成果を得たときは、遅滞なく、その写しを国土地理院の長に送付することになっている。送付することの必要性についての理解度を調査した結果、「村」を除く計画機関は、概ね理解している。

今回調査での「一般に対する測量成果の公開状況」では、「全部公開」が38.2%と低く、その要因では「提供体制が整っていない」（38.9%）が最も多かった。

今後は、国土地理院が運用している「公共測量成果の複製・使用承認申請の受理に関するワンストップサービス」を利用することにより、計画機関の事務の低減が図られることを理解してもらうための普及活動を強化していくことが必要である。

（３）積算基準に関する現状

測量業務の発注の積算基準については、約61%が国土交通省積算基準を準用していることになる。準用していない機関では、独自に作業規程、積算基準を定めているところ、そして、作業機関から見積もりを徴収するところに分かれた。見積もりによる機関については、積算基準が整備されていることから、自ら作業工程に基づいた積算が可能となるよう講習会等で情報提供に努める必要がある。

（４）平成23年度の公共測量実施状況

事業量では、公共事業関係費の減少、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」に伴う基準点測量成果の7か月半もの公表の停止等の影響があったものの、復興関係の公共事業関係費の計上により、前回調査結果と比較して大幅な増加であったと推察される。しかしながら、回答のあった経費では、前回調査結果と比較すると大幅な減少である。これは、平成23年度に測量法第36条に基づいて提出された公共測量実施計画書3,528件を基に、測量種別ごとに分割した7,807件を調査対象とし、アンケートの中で経費を新たに回答していただくとともに、公共測量実施計画書を提出していなかった公共測量についても追加していただき、集計・分析にあたりデータを精査した結果、有効件数5,378件に対して経費の回答件数が2,374件（44.1%）であったことが原因と思われる。

測量種別では、電子納品の進捗率が示すとおり、アナログ手法の測量からデジタル手法の測量への移行が顕著である。特に、「数値撮影（デジタル）」、「数値図化」、「写真地図作成（デジタルオルソ）」の件数が多くなった。また、復旧測量では、10月31日の改測結果の公表の後、東北、関東、信越に集中し、西日本では実施されていないなどの特徴が見られる。

公共測量実施計画書の提出では、全国で地方公共団体等（計画機関）を対象とした説明会を開催していることから、件数は伸びてきている。しかし、過去10数年1件も公共測量を実施していないとする地方公共団体も数多くあるのも事実である。

公共測量実施計画書の作成では、「測量作業機関に委託」との意見が多く見られたが、計画機関が早い段階で自ら測量計画を作成・提出することによって、効率的な測量計画の立案、適正な積算手法、精度確保等々の指導・助言を受けることができる。

（５）基盤地図情報に関する現状

国の計画機関は、所掌業務によって利用比率が顕著であるが、地方自治体は総合的に行政を行うことの必要性から「GISに利用」と「防災・災害対応に利用」がほぼ同等の比率になっている。

利用事例では、多種多用に利用（3-11 参照）されており、さらなる普及啓発活動により増えるものと思われる。

（6）公共測量申請書作成サイトに関する現状

今回のアンケート結果に見られるように、公共測量申請書作成サイトを利用することによる利便性に理解が得られていない。本来、サイトを利用することにより、従来法より効率的になることが前提であり、システムに不慣れな人でも導かれる順番で入力すれば簡単に完成するものでなくてはならない。アンケートの意見・要望等には改善のヒントが多く出されており、システムに不慣れな人でも簡単に扱えるよう改善することが必要である。

（7）公共測量実態調査について

前回に引き続きインターネットによる調査で41の設問を実施した。

新たな情報としての経費の入力では、7,807件を調査対象としたが、2,374件の入力であった。また、1つの発注物件で1社の受注であるが、測量種別が複数ある場合、全ての測量種別に同額の経費が計上されているものもあり、契約金額を分割して計上したものか、契約金額をそのまま全ての測量種別に計上したものか判断がつかなかった。

今回の調査では多くの意見・要望を頂いた。公共測量についての意見・要望では、「公共測量に関する説明会」を開催し、計画機関に必要なもの、計画機関にとって利便性のあるもの等々の情報提供を望む声が多くあったことを踏まえ、今後も引き続き、全計画機関を対象とした「公共測量に関する説明会」等を開催する必要がある。

公共測量以外に関する意見・要望に関しては、特に、電子国土に関して、さらに利用者が使いやすいものに改善して欲しい旨の要望が寄せられており、更なる改善が必要である。

さて、我が国で実施される測量は、基本測量、公共測量、基本測量及び公共測量以外の測量の3つに大別される。このうち、公共測量は、国または公共団体が費用を負担して実施し、我が国の測量全体の約8割以上を占めるとされている。公費により実施する公共測量は、正確かつ効率的に無駄なく実施され、その測量成果は広く一般に利活用されることにより、国民全体に利益を還元することにつながる。これを実現させることが、測量法の趣旨に基づく測量行政の使命である。

公共測量実態調査は、公共測量の現状を把握し、測量法の趣旨に基づき適切な測量行政を行うためにも、必要不可欠な調査である。

今後の調査では、公共測量としての品質の管理、成果の管理等に重点を置くとともに、調査手法、調査項目などについて検討を深め、更なる充実を図る所存である。また、御意見・御要望を踏まえ、設問を絞り込むとともに回答の判断に多くの時間を要しない工夫、システムの改善により余分なストレスが掛からない工夫をする予定であるので、今後とも本調査への御協力をお願いしたい。

おわりに、この調査に御協力をいただいた関係各位に心から謝意を表す。